

日本アイ・ビー・エム健康保険組合理事長 殿

労働契約内容による被扶養者認定にかかる申立書（被保険者・被扶養者用）

被保険者等記号・番号： _____

被保険者氏名： _____

被扶養者（認定対象者）氏名： _____

上記被扶養者（認定対象者）は現時点で給与収入のみを得ており、今後も給与以外の収入を得る見込みはありません。

労働契約内容（雇用契約書・労働条件通知書等の記載内容）によって年間収入が基準額未満であることが明白であるため、現在勤務している勤務先（※）の労働契約内容にかかる書類を提出し、労働契約内容による被扶養者認定申請を行います。

※2か所以上の勤務先がある場合はすべての勤務先

また申請にあたり、以下の事項に同意します。

- ◆労働契約内容について、雇用契約書・労働条件通知書等のみで確認できないものがあり健康保険組合から求めがあった場合には別途書類を提出します。
（就業規則・賃金規程・通勤手当にかかる申告書等）
- ◆労働契約内容と実際の収入状況は一致しており、雇用契約書・労働条件通知書等に記載のない手当等の支給がないことの確認のため、給与明細の写し（支給項目や控除項目がすべて網羅的に表示されているもの）を提出します。
- ◆（申立書提出日から1年以内に契約期間満了となる場合）現在の契約期間満了後には更新を行う予定です。
- ◆認定後、労働契約に更新や変更があった場合、速やかに届出または再申請を行います。
※契約期間の更新、時給の変更、基本給以外の手当の新設や変更等（転居や運賃改定等に伴う通勤手当の変更含む）
- ◆勤務先の変更あるいは追加があった場合、速やかに届出または再申請を行います。
- ◆給与以外の収入を得るようになった際には、改めて被扶養者（異動）届及び必要な書類を提出します。
- ◆申請時の提出書類や申立内容と実際の状況が異なることが判明した場合、認定時にさかのぼって認定を取り消すことについて了承します。この場合、速やかに被扶養者の取消届を提出し、認定時から取り消しまでの間にかかった医療費や健診費用等を返還します。
※認定時に労働契約内容にかかる書類を提出した勤務先以外でも勤務していた場合、雇用契約書に記載のない手当（能力給・資格手当等）が支払われていた場合、給与以外の収入も得ていた場合等